

令和8年度 産業用地開発に伴う汚水処理検討業務 特記仕様書

第1条 適要範囲

この特記仕様書は、浜松市が実施する「令和8年度 産業用地開発に伴う汚水処理検討業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条 業務の目的

産業用地開発により発生する汚水の処理について、公共下水道への接続を前提とした接続先、管路、送水方法等の検討を行い、事業化に向けた汚水処理の方針を作成することを目的とする。

第3条 業務対象区域

浜松市中央区または浜名区のうち、委託者が指定する区域

接続検討先 委託者指定の浄化センター N=2 箇所（開発予定地から各7km以内）

第4条 検討条件

汚水処理については公共下水道区域に新規編入させ公共下水道として処理する事とする。

下水道計画区域外となる為、最寄りの2処理区への接続に対して検討を行う。

産業用地から発生する汚水量については、委託者から指示を受ける事とする。

第5条 業務内容

1 計画準備

- ・業務に関する契約図書、指示事項を十分に把握し、技術的方針及び作業工程を検討し、業務計画を作成するものとする。
- ・検討に必要な資料（下水道資料、産業用地資料、その他検討過程において必要となる資料等）の収集整理を行う。
- ・埋設物資料については、区域が膨大になる事から全体の収集は行わないが、検討において重要な箇所については個別で収集する。

2 現地踏査

- ・産業用地予定箇所から各浄化センターまでの計画路線において道路状況、沿線取利用状況、河川排水路状況、橋梁状況、その他大規模構造物等の有無について現地で確認する。
- ・検討過程において簡易的な道路断面等が必要になった場合は現地で簡易計測する。

3 路線検討

- ・各浄化センターまで汚水を送る路線を検討する。
- ・路線検討に際しては、道路幅員、交通量、沿線利用状況、途中にある河川横断、橋梁添架、高速道路横断等を加味して妥当な路線を決定する。
- ・下水道計画区域について、委託者より汚水区画割平面図及び汚水原単位の資料を提供するので既設下水道管路の汚水流量を確認する。
- ・既設管路施設等について利用可能であるか確認を行い、新設路線及び既設利用路線等の確認を行う。

4 送水方式検討

- ・決定した路線から地盤の高低を考慮して汚水送水方式（圧送方式又は自然流下方式）を検討する。

- ・汚水圧送に関しては距離が長いことから1段ポンプで送水出来るとは限らない。よって多段式の汚水ポンプについても検討する。
- ・管路布設について開削工法での施工が困難であり推進工法が必要となる路線の抽出を行い、最終的な布設工法を整理する。

5 接続先検討

- ・各浄化センターまでの接続に要する概算費用を算定する。
- ・各浄化センターまでの接続に関して課題や問題点等を抽出する。
- ・総合的にどちらの浄化センターへ接続するのが妥当であるか比較検討を行う。

6 報告書とりまとめ

- ・上記で実施した項目について、取りまとめるものとする。取りまとめる際には検討の過程および根拠が明確に分かるようにする。

7 関係機関協議資料作成

- ・下水道管理者以外の下記関係機関と実現性確認について協議を行う。また、協議に必要な資料作成も行う。
 - (1) NEXCO 中日本
 - (2) 二級河川の河川管理者（静岡県）
 - (3) 準用河川の河川管理者（浜松市）

8 打合せ協議

- ・設計協議は、業務着手時、中間時3回、成果品納入時の計5回とする。

第6条 技術者の配置

受託者は、本業務の実施にあたり、管理技術者及び照査技術者を配置するものとする。

管理技術者は、技術士（総合技術監理部門(下水道)又は上下水道部門(下水道)）又は RCCM(下水道)の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有するものであること。

照査技術者は、技術士（総合技術監理部門(下水道)又は上下水道部門(下水道)）又は RCCM(下水道)の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有するものであること。

第7条 成果品

成果品は以下のとおりとする。

- ・報告書（A4版） 2部
- ・電子媒体（CD-R） 2部

第8条 その他

本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに委託者と協議し定めるものとする。

1. 計画準備	資料収集	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道資料の収集（既設下水道網図、汚水処理場能力、将来的な下水道計画） ・下水道以外の埋設物資料（検討時に重要となる箇所のみ） ・下水道流域別総合整備計画（流総計画） ・大型道路構造物資料 ・開発予定用地の区域、面積、産業種別 ・近隣土質資料（非開削路線で必要となった場合）
2. 現地踏査	状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ・布設可能性路線で支障物（河川、排水路横断、橋梁、高架、狹隘道路の沿線家屋、その他道路施設等）を確認
	道路調査	<ul style="list-style-type: none"> ・道路幅員、歩道有無、交通量等の状況確認 ・下水道管布設に支障となる可能性がある路線について道路簡易横断を取得（河川横断の作図は含まない）
3. 路線検討	埋設支障物	<ul style="list-style-type: none"> ・道路簡易横断面図に他埋設物状況等を追記（支障となる路線のみ） ・下水道布設可能有無を確認
	河川横断	<ul style="list-style-type: none"> ・河川橋梁の形式を確認 ・河川橋梁への添架スペース有無を確認
	既設下水利用	<ul style="list-style-type: none"> ・既設下水道管渠の利用可能性を確認 ・既設下水道管渠の接続可能高さを確認
	路線決定	<ul style="list-style-type: none"> ・各浄化センターまでの汚水輸送路線を決定
4. 送水方式検討	送水方式選定	<ul style="list-style-type: none"> ・地形に合わせた汚水送水方式（圧送方式又は自然流下方式）を選定 ・計画汚水量により圧送方式、自然流下方式の口径を選定 ・圧送時のポンプ規模、段数を検討
	施工工法選定	<ul style="list-style-type: none"> ・開削工法可能路線の抽出 ・非開削必要路線の抽出 ・河川横断（添架方式又は水管橋方式）方法の選定
	送水方式決定	<ul style="list-style-type: none"> ・各路線において汚水輸送方式を決定
5. 接続先検討	総合比較	<ul style="list-style-type: none"> ・各路線の概算工事費を算定 ・各路線の問題点、課題を抽出 ・各路線を総合的に勘案した比較表を作成
6. 報告書とりまとめ	成果品	<ul style="list-style-type: none"> ・上記で実施した項目について、取りまとめる
7. 関係機関協議資料作成	関係機関協議	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道管路新設について、関係機関と実現性の確認

共通仕様書の適用について

- 1 本業務に適用する共通仕様書は、『浜松市土木工事関連委託業務共通仕様書（平成26年4月1日制定）』（以下「共通仕様書」という。）とし、その後の改定を含むものとする。（共通仕様書の最新版は、浜松市ホームページに掲載）
- 2 主任技術者又は管理技術者等の**資格を証する書類（合格証、資格者証等）の写しまたは、実務経験を証明する**経歴書を着手届と同時に提出すること。（共通仕様書第7条参照）
- 3 共通仕様書第1102条に規定する「管理技術者」の資格については、次のとおり取り扱う。

条文中における「技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）」とは、技術士（総合技術監理部門（上下水道-下水道））又は技術士（上下水道部門-下水道）とする。また、RCCMの登録部門についても、下水道とする。

条文中における「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、「25年以上の本業務（下水道設計に限る）に関する実務経験を有する者」とする。ただし、簡易な設計業務^{注1}においては、特例措置^{注2}を適用する。
- 4 本業務の実施にあたっては、浜松市上下水道部建設工事関連業務委託契約約款第11条及び「共通仕様書」第1103条3項に規定する照査技術者を配置しなければならない。

共通仕様書第1103条に規定する「照査技術者」の資格については、次のとおり取り扱う。

条文中における「技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）」とは、技術士（総合技術監理部門（上下水道-下水道））又は技術士（上下水道部門-下水道）とする。また、RCCMの登録部門についても、下水道とする。

条文中における「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、「25年以上の本業務（下水道設計に限る）に関する実務経験を有する者」とする。ただし、簡易な設計業務^{注1}においては、特例措置^{注2}を適用する。

注1：設計業務において、業務価格計が3,000千円未満の業務委託とする。ただし、業務価格計が3,000千円未満であっても、発注者が指定する設計業務では、特例措置を適用しない。

注2：「浜松市土木工事関連委託業務共通仕様書（平成26年4月1日制定）」第1102条及び第1103条に規定する管理技術者及び照査技術者の資格について、条文中「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、「学校教育法による大学を卒業したものにあっては10年以上の、高等学校を卒業したものにあっては14年以上の、本業務（下水道設計に限る）に関する実務経験を有する者」とする。